○総務省経済産業省令第　　号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済構造実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和九年　　月　　日

総務大臣　藤井比早之

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済構造実態調査規則の一部を改正する省令

経済構造実態調査規則（平成三十一年総務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（調査事項等）

第七条　経済構造実態調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、産業横断調査の場合には第一号に掲げる事項のうち産業横断調査企業の属性に応じて必要となるものを、製造業事業所調査の場合には第二号に掲げる事項のうち製造業事業所調査事業所の属性に応じて必要となるものを調査する。

一　産業横断調査企業に関する事項

［イ～リ　略］

ヌ　年間商品販売額

ル　商品売上原価並びに年初及び年末商品手持額

ヲ　事業区分別の売上（収入）金額割合及び費用割合

［ワ　略］

カ　本所等の別

ヨ～ソ　［略］

［削る］

［ネ　略］

二　製造業事業所調査事業所に関する事項

［イ～ニ　略］

ホ　主な事業の内容

ヘ～タ　［略］

［2　略］

（調査の方法及び期間）

第九条　［略］

2　前項の規定による調査は、調査日の属する年の五月十五日から七月二十日までの間において行う。

（電子情報処理組織による調査票の送付又は回収の手続等）

第十三条　第九条第一項の規定による調査票の送付又は回収の手続は、調査票の送付又は回収に代えて、調査事項情報を送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して送信する方法により行うことができる。

2　前項の場合において、第八条の規定に基づき報告を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、調査事項情報を当該手続をする者の使用に係る電子計算機から入力する方法により、報告しなければならない。

3　前二項の規定により行われた手続については、調査票により行われたものとみなして、第八条及び第九条の規定を適用する。

改正前

（調査事項等）

第七条　［同上］

一　［同上］

［イ～リ　同上］

ヌ　年間商品販売額及び商品売上原価

ル　年初及び年末商品手持額

ヲ　事業区分別の費用割合

［ワ　同上］

［新設］

カ～ソ　［同上］

ツ　産業横断調査企業に属する事業所の年間商品販売額

［ネ　同上］

二　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

ホ～ヨ　［同上］

［2　同上］

（調査の方法及び期間）

第九条　［同上］

2　前項の規定による調査は、調査日の属する年の五月十五日から六月三十日までの間において行う。

（電子情報処理組織による調査票の送付又は回収の手続等）

第十三条　第九条の規定による調査票の送付又は回収の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2　前項の場合において、第八条の規定に基づき報告を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）に備えられたファイルに、調査事項情報を当該手続をする者の使用に係る電子計算機から入力する方法により、報告しなければならない。

［新設］

（調査票等の保存） 第十五条　総務大臣は、産業横断調査に係る調査票を三年間、経済産業大臣は、製造業事業所調査に係る調査票を三年間、総務大臣及び経済産業大臣は、調査事項情報が転写されている電磁的記録及び結果原表が転写されている電磁的記録を永年保存するものとする。 （製造業事業所調査の対象となるものについて行う調査の特例） 第十六条　産業横断調査企業のうち製造業事業所調査の対象となるものについて行う調査は、総務大臣及び経済産業大臣が、前条の規定により保存している調査事項情報が転写されている電磁的記録から第七条第一項第一号に掲げる調査事項に係る内容を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、第七条から第十条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を第八条の規定により報告された調査事項情報とみなして、前二条の規定を適用する。 附　則 ［削る］	（調査票等の保存） 第十五条　総務省統計局長は、産業横断調査に係る調査票を三年間、経済産業大臣は、製造業事業所調査に係る調査票を三年間、総務省統計局長及び経済産業大臣は、調査事項情報が転写されている電磁的記録及び結果原表が転写されている電磁的記録を永年保存するものとする。 ［新設］ 附　則 （工業統計調査の対象となるものについて行う調査の特例） 第二条　甲調査企業のうち工業統計調査（工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）第一条に規定するものをいう。ただし、経済構造実態調査を実施する年と同一の年に実施するものに限る。）の対象となるものについて行う調査は、総務大臣及び経済産業大臣が、工業統計調査規則第二十一条の規定により経済産業大臣が保存している調査票の内容を記録した電磁的記録から経済構造実態調査規則第七条第一項第一号に掲げる調査事項に係る内容を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、第七条から第十条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を第八条の規定により報告された調査事項情報とみなして、第十三条及び第十四条の規定を適用する。 （経済センサス活動調査規則の一部改正） 第三条　［同上］
（経済センサス活動調査規則の一部改正） 第二条　［略］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経済構造実態調査規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　経済構造実態調査規則の一部を改正する省令（令和四年総務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
附　則 ［削る］	附　則 （製造業事業所調査の対象となるものについて行う調査の特例） 第四条　産業横断調査企業のうち製造業事業所調査の対象となるものについて行う調査は、総務大臣及び経済産業大臣が、第十五条の規定により総務省統計局長及び経済産業大臣が保存している調査事項情報が転写されている電磁的記録から第七条第一項第一号に掲げる調査事項に係る内容を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、第七条から第十条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を第八条の規定により報告された調査事項情報とみなして、第十四条及び第十五条の規定を適用する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	